

庄内町告示第136号

令和3年度庄内町スポーツ協会補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町スポーツ協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの普及及び振興を図るため、庄内町スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町スポーツ協会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、協会の活動、運営等に要する次に掲げる経費とする。ただし、視察若しくは研修を目的としない旅行費用、会議等における茶菓代を除く飲食費又は他の団体が行う事業等への負担金を除く。

- (1) 町民等へのスポーツ振興及び啓発活動費
- (2) 加盟団体の育成及び組織強化費
- (3) スポーツ少年団の強化育成費
- (4) 研修費
- (5) 大会等出場支援費
- (6) 表彰に係る経費
- (7) 会議費、事務消耗品その他協会の運営に係る経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、250万円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、協会の事業計画書及び収支予算書とする。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、事業完了後速やかに提出するものとし、同条に規定する別に定める書類は、協会の事業実施報告書及び収支決算書とする。

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた協会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町スポーツ協会補助金概算払請求書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

庄内町長

宛

住 所

団体名

代表者氏名

⑩

電話

令和3年度庄内町スポーツ協会補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町スポーツ協会補助金について、令和3年度庄内町スポーツ協会補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			